

新型コロナウイルス感染症対応にかかる臨時警備業務委託契約書 (案)

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 院長 和氣 亨(以下「甲」という)と
(以下「乙」という)との間に、新型コロナウイルス感染症対応にかかる臨時警備業務
(以下「業務」という。)の請負に関し、次のとおり契約を締結する。

(業務内容)

第1条 本契約に於ける業務の範囲及び詳細は、別紙「新型コロナウイルス感染症対応にかかる臨時警備業務仕様書」のとおりとする。

(業務遂行上の責務)

第2条 甲、乙の業務遂行上の責務は、次のとおりとする。

- (1) 乙は警備計画を立案し、甲と協議の上最も適切な方法により業務を行うものとする。
- (2) 乙の派遣する社員については甲の承認を得るものとする。
- (3) 乙は警備員に身分証明書を携帯させ、かつ一定の標識を付した制服を着用させること。
- (4) 警備員は機敏に活動し、言語、動作、態度に留意し、甲の信用を傷つけないこと。
- (5) 業務に要する個人装備及び器具類は乙の負担とする。但し、甲の建物に設置する特殊な装置、機器類については甲の負担とする。
- (6) 甲は、警備員を常駐させるため、警備室を提供するものとする。

(乙の履行義務)

第3条 乙は、警備業務を完全に遂行するために下記の事項を厳守しなければならない。

警備員は毎日警備終了後、所定の警備日誌に異常の有無を記入し、記名押印の上、甲に提示し確認を受けなければならない。

(契約金額)

第4条 本契約の契約金額は、 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)とする。

- 2 乙は、当該月の業務完了後に前項の月額を翌月の5日までに甲に請求し、甲は、乙の適正かつ正当な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(契約期間)

第5条 本契約の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日とする。

(関係法令の遵守、報告徴収)

第6条 受託者は労働基準法や最低賃金法等労働関係法を遵守すること。

- 2 委託契約の履行について甲が必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- 3 乙は委託事業に係る経費について帳簿を備え、収入支出の額を記載したその出納を明らかにしておかなければならない。また、委託者が求めた際には、これを速やかに開示しなければならない。

(賠償責任)

第7条 乙は業務執行中、乙の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は一切の賠償の責任を負うものとする。

(禁止事項)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が各号の一に該当する場合においては、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反する恐れがあると認めたとき。
 - (2) この契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。
 - (3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
 - (4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
 - (5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。
 - (6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。
- 2 沖縄県における新型コロナウイルス感染症患者の発生が極めて少なくなる等により、本業務委託契約による臨時警備員配置が必要ないと判断される場合は、40 日前までに予告したうえで、第5条の契約期間内であっても契約を解除することとする。
- 3 第1項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。
- 4 甲又は乙の何れかが本契約に違反、その他信義に反する重大な事実があった場合は、他の当事者は書面による催告を行い、直ちに本契約を将来に向かい解除することができる。
尚、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

(違約金)

第10条 乙は、前条の規定により、契約が解除されたときは、甲が直接受けた損害額について違約金を甲に支払うものとする。

- 2 前項の違約金は、甲において契約解除時に乙に支払うべき金額がある場合には、これを相殺することができる。

(守秘義務、個人情報の保護)

第11条 乙は、本契約に基づいて知り得た秘密または個人情報を第三者に漏らしてはならない。個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第12条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第13条 乙は、請負金額について、その収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、すべての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (2) 前号の者ごとにおいて、実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間は保存しなければならない。

(契約終了時の引継)

第14条 契約が満了したとき、又は解除された場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないように適切かつ確実に、甲が指示する者に対して業務を引き継がなければならない。

(協議事項)

第15条 この契約に定めのない事項及び契約の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、誠意をもって解決に当たるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 沖縄県島尻郡南風原町字新川 118 番地1
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
院長 和氣 亨

(乙)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(模写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報を、正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱業務については、自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、この求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする